

国土交通省における大型連休の対応について（協力依頼）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、平成31年4月27日から5月6日までの土日祝日が10日間の連休となることから、全国の運輸支局等が閉庁いたします。

このため、国土交通省より以下の通り大型連休への対応協力依頼がありましたのでお知らせ致します。

有効期間を短縮せずに継続検査を受検する場合には、有効期間が満了する日の1ヶ月前（離島においては2ヶ月前）から受検することができることから、当該連休期間中に自動車検査証の有効期間が満了する自動車については、予め余裕を持って継続検査を受検していただくように、当省ホームページ等を通じて、国民の皆様へ広く周知するところです。

<事業場の皆様へ>

1. 連休前の4月第4週においては、連休に伴う駆け込みでの受検により、運輸支局等の敷地内は、検査の申請車両等で混雑することが予想されますので、継続検査について、運輸支局等の混雑状況を勘案し、計画的に受検していただくようお願い致します。
2. 連休前にOSS申請するものについては、可能な限り4月26日（金）までに自動車検査証を交付・返付できるようお願い致します。

参考：大型連休期間、矢印  表示の日は閉庁となります。

日	月	火	水	木	金	土
4月 21	22	23	24	25	26	27 
28	29 昭和の日	30 国民の祝日	5月 1 即位の日	2 国民の祝日	3 憲法記念日	4 みどりの日
5 こどもの日	6 振替休日 	7	8	9	10	11